

伊予消防等事務組合 公告第 1 号

自動販売機設置に係る組合所有財産の貸付について、一般競争入札を次のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和 3 年 2 月 26 日

伊予消防等事務組合

組合長 武 智 邦 典

1 入札に付する事項

(1) 件 名

自動販売機設置に係る組合所有財産の貸付

(2) 貸付物件

貸付番号	所在地・施設名	貸付場所・面積	台数
1	伊予市下吾川 950 番地の 3 伊予消防等事務組合伊予消防署	1.62 m <sup>2</sup>	1
2	伊予市中山町中山丑 508 番地 " 伊予消防署中山出張所	1.33 m <sup>2</sup>	1
3	伊予市双海町上灘甲 5818 番地の 1 " 伊予消防署双海出張所	1.26 m <sup>2</sup>	1
4	伊予郡松前町大字筒井 809 番地 1 " 松前消防署	1.05 m <sup>2</sup>	1
5	伊予郡砥部町宮内 1350 番地 2 " 砥部消防署	1.89 m <sup>2</sup>	1
6	伊予郡砥部町総津 427 番地 " 砥部消防署広田出張所	0.96 m <sup>2</sup>	1

なお、貸付面積は設置機器のほか放熱余地部分、転倒防止に必要な器具の設置、容器回収ボックス、専用子メーター等の実面積とします。また、自動販売機の機種によっては、設置場所までの搬入経路及び商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、事前に設置場所の確認をしてください。

(3) 貸付期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間・更新なし）

## 2 入札に参加できる者の資格条件

- (1) 愛媛県内に本店、支店、営業所又は事務所を有する（以下「愛媛県内に本支店等を有する者」）法人であること。
- (2) 自動販売機の設置業務について、国又は地方公共団体に対して3年以上、管理、運営の実績を有している者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (4) 過去3年間に政令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 組合を構成する市町の暴力団排除条例の規定に該当しない者。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する「観察処分」を受ける団体及びその関係者でない者。

## 3 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書の受付等
  - ア 受付期間  
令和3年2月26日（金）から3月9日（火）までの執務時間中
  - イ 受付場所  
伊予消防等事務組合消防本部総務課  
〒799-3111  
伊予市下吾川950番地の3
- (2) 入札説明書の交付等
  - ア 交付期間  
令和3年2月26日（金）から3月5日（金）までの執務時間中
  - イ 交付場所  
(1)イに掲げる場所

## 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札及び開札の日時  
令和3年3月16日（火） 午前10時00分

- (2) 入札及び開札の場所  
伊予市下吾川 9 5 0 番地の 3  
伊予消防等事務組合伊予消防署 2 階 大会議室

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

## 6 入札方法

- (1) 入札書の提出方法  
持参して提出すること。
- (2) 入札方法
  - ア 入札執行回数は 2 回を限度とするが、2 回で落札候補者が決定しない場合は、2 回を限度として希望者による見積に移行するものとする。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書（見積書）に記載された金額をもって落札価格とする。

## 7 入札の無効に関する事項

入札参加資格を有しない者及び入札参加申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

## 8 落札者の決定に関する事項

- (1) 落札候補者及び落札者の決定  
予定価格を上回り、かつ最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、他の者のうち最高の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

## 9 その他

- (1) 入札、契約及び支払その他に関する事項  
この公告の入札、契約及び支払その他に係る事項については、伊予消防等事務組合財務会計規則（平成 1 7 年規則第 1 8 号）第 2 条の規定に基づき伊予市財務会計規則（平成 1 7 年規則第 4 8 号）及び要綱、要領の例による。
- (2) 契約書作成の要否  
要（契約書の提出期限は、落札決定の日の翌日から起算して 7 日以内）
- (3) 契約の成立  
落札者の決定後、契約の締結までの間において、当該落札者が 2 に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

- (4) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
伊予消防等事務組合消防本部総務課  
〒799-3111  
伊予市下吾川950番地の3  
電話(089)982-0119
- (5) その他  
詳細は、入札説明書による。